2019文科省交渉記録(完全版)

「日の丸・君が代」問題等全国学習・交流集会　実行委員会

2019年7月22日　10:00～11:30　衆院第2議員会館

文書による再質問(8月8日)・再回答(9月9日)

☆ 事前の資料請求

1, 2012最高裁判決以降の処分数の推移

2012年1月16日最高裁判決(裁量権違法判断)以降(2012年3月卒業式以降)に、国旗掲揚、国歌斉唱に係る職務命令違反で処分された件数を、都道府県別、処分量定別に示していただきたい。

●資料請求に対する回答

文部科学省が実施している公立学校教職員の人事行政状況調査においては、年度ごとの懲戒処分等の件数を把握しており、平成24年度以降の国旗掲揚、国歌斉唱に係る懲戒処分等の件数については、別添1のとおりである。なお、当該期間の都道府県別の懲戒処分等の件数については、公表していない。

国旗掲揚、国歌斉唱の取扱いにかかる懲戒処分等の推移　別添1

(単位:人)

年度	懲戒処分					訓告等		合　計	
	免職	停職	減給	戒告	小　計				
24			4	25	29	2		31	
25			2	19	21			21	
26			3	3	6	2	(5)	8	(5)
27			1	13	14	3	(2)	17	(2)
28			1	1	2			2	
29			1	5	6	1		7	

※当事者責任による処分数を示し、(　)は監督者責任で外数。

2, 教員不足の現状と対策

昨今、教職の不人気と採用試験の倍率の低下、採用数が退職者数に追いつかないために教員不足から欠員が増え自習等で学習権が侵害されるケースが増えていることがしばしば報じられている。東京都でも、2018年年度当初に240人以上の欠員が生じたと報じられた。

そこで、各年度当初の全国の欠員数を把握しておられたら、2017年・2018年・2019年のデータを都道府県別に示していただきたい。

また、欠員が生じた場合の各都道府県教育委員会の対応方法を把握しておられたら、示していただきたい。

●資料請求に対する回答

教員の確保の状況に関するアンケート結果①

資料２

以下１１の都道府県・指定都市の協力を得て、アンケートを実施した。

＜都道府県＞　北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、愛知県、福岡県、大分県、鹿児島県
＜政令指定都市＞　大阪市、北九州市、福岡市

「教員の不足数」

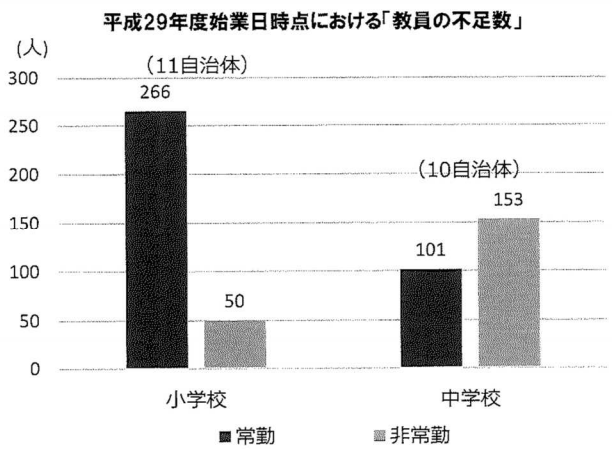

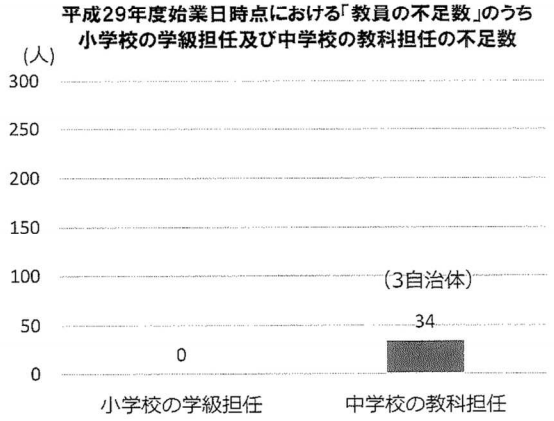

※「教員の不足」とは、学校に配置されている教員の数が、各自治体において学校に配置することとしている教員の数を満たしていない状態を指す。
※「小学校の学級担任の不足」及び「中学校の教科担任の不足」とは、少人数教育等のための教員が確保できない場合等と異なり、当該教員がいないことで必要な授業が行えない又は授業時間を確保できない場合を指す。
※小学校には義務教育学校の前期課程、中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。

教員の確保の状況に関するアンケート結果②

「教員不足」の解消に向けた対策例

- 正規教員の採用者数の引き上げ
- 教職経験者等に対する特別選考の実施
- 正規教員や臨時的任用教員等の採用年齢上限の引き上げ
- 退職教員の再任用の積極的な活用
- 退職教員に対する広報
- 教職を目指す大学生への広報
- 中学生・高校生を対象とした教職セミナーの開催
- 臨時的任用教員等としての勤務を希望する者を登録するシステムの運用
- ハローワークを通した臨時的任用教員等の求人
- ホームページや広告等を活用した臨時的任用教員等の募集
- 教員免許状が休眠状態となっている者に対する教員免許状更新の促進
- 学校における業務負担の軽減の推進

3, 条件附き採用期間の厳格な運用の成果の検証

新規採用教員の条件附期間を、1988年に教特法を改定して1年間に延長し、1999年からは「条件附採用制度の厳格な運用」を各都道府県に指導してきた。この間の条件附期間延長と厳格な運用で、何らかの成果が上がったというデータはあるか。

不採用率3％前後の厳格な運用をしている東京都や大阪府では、免職された教員が取消訴訟を起こし、「校長による評価の客観性･合理性に疑問がある」とか「不十分な初任者研修にとどまった弊害」などの判示で、免職が取り消されたケースも生じている。この制度の「厳格な運用」がパワハラを生む土壌を作り、新人教員を萎縮させ、教員育成にマイナスの影響を与えている可能性はないか。

●資料請求に対する回答

お尋ねの「条件付採用期間延長と厳格な運用で、何らかの成果が上がった」及び「「厳格な運用」がパワハラを焦む土壌を作り、新人教員を委縮させ、教員育成にマイナスの影響を与えている可能性」の意味するところが明らかではないため、お答えは困難であるが、平成11年度以降、条件付採用期間を経て正式採用とならなかった教諭等の数の推移にっいては、別添2の通りである。

条件付採用期間を経て正式採用とならなかった教諭等の数の推移　別添2

（単位：人）

	正式採用にならなかった者
11年度	51
12年度	39
13年度	55
14年度	102
15年度	111
16年度	191
17年度	209
18年度	295
19年度	301
20年度	315
21年度	317
22年度	296
23年度	315
24年度	355
25年度	351
26年度	323
27年度	316
28年度	350
29年度	377

※「正式採用にならなかった者」とは、新規採用者のうち、1年間の条件附採用期間中に離職した者及び条件附採用期間を経て不採用になった者の数を示す。

※「新規採用者」とは、公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の教諭、助教諭、講師（非常勤講師、臨時的任用職員、期限を付して任用した職員を除く）のうち、各年度の4月1日から6月1日までに採用された者の数を示す。

＜再質問と再回答＞

○再Q(1)

この項で、書面にて事前回答をいただいた中の「別添2」の資料の表の読み方について、次のことを教えていただきたい。

「正式採用にならなかった者」の数の増え方に3つの段差が見て取れる。

①14年度から、数が倍増し3桁に乗っている。

②16年度から、また数が倍増し200人前後に達している。

③18年度から、数が100人近く増えて、以降300人台で推移している。

この3段階の数の激増の背景にはどんな要因があったのか、把握しておられたら教えていただきたい。

●再A(1)

お尋ねの要因については把握していない。

○再Q(2)

そもそも「条件附き期間の延長」(1988教特法改正)と「厳格な運用」(1999通知)のねらいは何であったのか。その後の経過と実績を見て、今後見直しの予定はないのか、うかがいたい。

●再A(2)

教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(昭和63年5月31日第70号)により、公立の小学校、中学校、高等学校等の教諭等の条件附採用期間を1年とした趣旨は、初任者研修の実施及び教員の職務の特殊性を勘案したものである。また、「「厳格な運用」(1999通知)」については、その指し示す内容が必ずしも明らかでないため、お答えは困難である。なお、現時点で特段の見直しについては考えていない。

Ⅰ,「日の丸･君が代」強制に関わる質問

【文科省側回答者】　高市和則　初等中等教育局　特別支援教育課専門官
吉田欧太　初等中等教育局　財務課専門職
板東孝訓　初等中等教育局　教育課程課企画調査係長

1, 判例の蓄積について

2019年3月28日、東京「君が代」4次訴訟の最高裁判決が確定して、都教委が上告受理申立して争っていた連続5回不起立教員の4回目以降に対する減給1ヶ月の累積加重処分が取り消されたことで、回数のみの多さで処分を加重することが違法であるとの判例が定まったと言える。累積加重処分を未だに行っている教育委員会に指導･助言を行っていただきたい。

●【回答】　吉田欧太　初等中等教育局財務課専門職

判例の蓄積のところでございますけど、懲戒処分に関しては、過去の判例も踏まえながら、個別の事案に応じて、任命権者である各教育委員会において適切に行っていただきたいというふうに考えております。

2, 画一的な卒業式は『学習指導要領』の趣旨に反するのではないか

卒業式等学校行事において各学校の「創意工夫」がこらされるのは、『学習指導要領』の趣旨から当然であることを確認されたい。現行『高等学校学習指導要領』には、

「第1章 総則」の中で、「各学校において，生徒に生きる力をはぐくむことを目指し，創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で，･･･個性を生かす教育の充実に努めなければならない。」(第1款 教育課程編成の一般方針)、

「各学校においては，次の事項に配慮しながら，学校の創意工夫を生かし，全体として，調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。」(第5款　教育課程の編成･実施に当たって配慮すべき事項)

さらに「第5章特別活動」の中で、「(1) 特別活動の全体計画や各活動･学校行事の年間指導計画の作成に当たっては，学校の創意工夫を生かすとともに，学校の実態や生徒の発達の段階及び特性等を考慮し，生徒による自主的，実践的な活動が助長されるようにすること。」(第3 指導計画の作成と内容の取扱い)と述べられている。

また、ある団体の院内集会(2015年8月21日)に於いて、文科省担当者から「たとえば事前に伝えることを学校において実施していくに当たって、そういったこと(参列者に「思想良心の自由」があることを開式に当たって告知する)をやっていくべきだとお考えになるのであれば、それは各学校における創意工夫のひとつだと考える」(鈴木智哉初等中等教育局教育課程課企画調査係長)との回答もなされている。

これらからすれば、卒業式等における学校による「創意工夫」は、『学習指導要領』の趣旨に適っているべきである。しかるに、「10･23通達」以降都立高校の卒業式が徹底して画一化されてきている。

下記に、都教委が行った今春の「卒業式での国旗掲揚及び国歌斉唱に関する調査」結果を引用する。9項目のうちその大半が、いくつかの選択肢があるにも関わらず単一の回答に画一化されているのは明らかである。特に個別的な配慮が必要なはずの特別支援学校の画一化が著しい。このような実態は、『学習指導要領』の趣旨を逸脱するものであるから、都教委に対して「創意工夫」を生かした卒業式にす

るよう指導･助言されたい。

【参考資料】今春の卒業式についての開示された情報から　～ここまで画一化が進んでいる

平成３０年度卒業式での国旗掲揚及び国歌斉唱に関する調査

都立高校２４１件、特別支援学校98件

				高等学校	特別支援	合計	%
国旗掲揚	(1) 式典会場内	ア	式典会場舞台壇上正面掲揚	241	98	339	99.7%
		イ	式典会場舞台壇上三脚	0	0	0	0.0%
		ウ	舞台壇上使わず会場内掲揚	0	1	1	0.3%
		エ	舞台壇上使わず会場内三脚	0	0	0	0.0%
		オ	式典会場内掲揚せず	0	0	0	0.0%
	(2) 式典会場外	カ	式典会場外に掲揚	241	99	340	100.0%
		キ	式典会場外に掲揚せず	0	0	0	0.0%
	(3) 全体	ク	式典会場内･外に掲揚せず	0	0	0	0.0%
国歌斉唱	(4) 国歌斉唱	サ	斉唱した	241	99	340	100.0%
		シ	斉唱せずメロディだけ流す	0	0	0	0.0%
		ス	斉唱せずメロディも流さず	0	0	0	0.0%
	(5) 伴奏等	セ	ピアノ伴奏	163	97	260	76.5%
		ソ	ピアノ以外の楽器で伴奏	0	1	1	0.3%
		タ	テープＣＤ	78	1	79	23.2%
	(6) 式次第	チ	国歌斉唱と記載	241	99	340	100.0%
	(7) 教職員の状況	ツ	国歌斉唱時、全員起立	241	99	340	100.0%
		テ	一部不起立、入場拒否、退場	0	0	0	0.0%
		ト	ピアノ伴奏拒否	0	0	0	0.0%
会場設営等	(8) 卒業証書授与	ナ	舞台壇上で演台を設置し実施	233	98	331	97.4%
		ニ	舞台を使わず、演台を設置し実施	0	0	0	0.0%
		ヌ	舞台を使わず、演台を設置せず実施	0	0	0	0.0%
	舞台のない会場	ネ	会場正面に演台を設置し実施	8	1	9	2.6%
	舞台のない会場	ノ	演台を設置せず実施	0	0	0	0.0%
	(9) 会場設営	ハ	児童生徒が正面を向いて着席	241	99	340	100.0%

● 回答　板東孝訓　初等中等教育局教育課程課企画調査係長

学習指導要領において、学校の創意工夫を生かした教育課程編成を行うべきとしている趣旨は、それぞれの学校において、学習指導要領に基づいて、児童･生徒･学校･地域を考慮して適切な教育課程を編成することが重要であるという趣旨で記載をしているものでございます。

一方で学習指導要領においては、入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえて国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するよう指導するものとすると記載をしておりますので、ご指摘の学校においても、学習指導要領に基づき、適切に卒業式が実施をされているものと考えております。

〇Q：花輪

2. 画一的な卒業式と創意工夫の問題で質問の中に上げましたけど、かつて鈴木智哉企画調査係長の答弁がありまして、卒業式における創意工夫について、ある学校で、思想良心の自由があること開式に当たって告知するのはどうかと聞いたのに対して、それは各学校における創意工夫の一つと考えるというお答えをいただいているわけです。そのお答えに、今変更はないでしょうね、というのがひとつ。

●A：板東

2. の2015年の当時の鈴木の回答についてですけど、まずこの頂いている文章と私が持っている情報がですね、この回答がどういった文脈でなされたものか、必ずしもわからないですけど、いずれにしろ学校において、創意工夫を生かして教育課程を編成すべきということは学習指導要領上も記載しておりますし、しかしまあ、学習指導要領は大綱的な基準でございますので、具体的に教育課程編成･実施に当たって、学校の創意工夫が求められるということはいずれにせよ変わらないと思います。

〇Q：永井

処分云々については、今ここに全国から来ている方、処分を受けた方ばっかりなんですよ。今の回答のように、各自治体の任命権者の権限によって何かされている、では納得できない感じがある。全

国で、卒入学式の儀式は全部一緒でしょ。全く国旗掲揚とかしていないところは全然ないんでしょ。創意工夫なんてものはありえないようなことが行われていると思うんですけど、卒入学式で創意工夫ということについて、どういうふうにお考えなのか。

●A：板東

まず国旗の掲揚率等については、ここしばらく取ってはいませんけど、ほぼすべての学校において国旗掲揚国歌斉唱がなされているものと考えておりますけれども、この「創意工夫」、学習指導要領上の特別活動の中で、創意工夫と記載されている趣旨は、「特別活動の全体計画や各活動、学校行事の年間指導計画の作成に当たっては学校の創意工夫を生かす」と記載をされておりますので、あくまでも教育課程編成の段階での創意工夫であるということでございます。

先ほど申し上げたとおり、そもそも学習指導要領の性格として大綱的な基準ということで、具体の実施方法まで縛るものではないとしていることでございます。

○Q：永井

個別具体的に自治体でどういうことをやっているかというと、ものすごいことやっているんですよ。そういうことを調査なさっていますか。

●A：板東

その件については特段、われわれとして調査をしているものではない。

＜再質問と再回答＞

○再Q

質問の際に添付した【添付資料】は、卒業式における国旗国歌の扱いがほぼ100％画一化されている実態が一目瞭然のものであったが、坂東係長のお答えは、学習指導要領に「学校の創意工夫を生かした教育課程の編成を行う」とあることを認めつつ、「ご指摘の学校においても、学習指導要領に基づいて卒業式・入学式を実施をしているものと考えております」という、【参考資料】を無視したかのような抽象的な回答であった。

改めて、【参考資料】見て取れる具体的な現場の状況について、このような画一化を生んでいる都教委の上意下達による「10・23通達」体制は、「学校の創意工夫を生かした教育課程の編成」という学習指導要領の趣旨に適っているとお考えか、またわが国が批准している国際人権条約に反しないとお考えか、お答えいただきたい。

●再A

要望の場でも申し上げたとおり、学習指導要領において、学校の創意工夫を生かした教育課程編成を行うこととしている趣旨は、各学校において教育活動を効果的に展開するために、それぞれの学校において、学習指導要領に基づき、児童生徒や学校、地域の実態を考慮して適切な教育課程を編成することが重要であることを踏まえたものである。一方で、学習指導要領においては、「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」としているが、その具体的な方法については、一般的に、国旗が式場において出席者等の目に十分見えるところに社会通念上違和感なく掲揚されているなど、社会通念上通常と考えられる方法を踏まえつつ、設置者である各教育委員会や各学校の校長において適切に御判断いただいているものと考えている。なお、御質問いただいている「国際人権条約」については、具体的な御指摘がないため、お答えすることは困難である。

3,『学習指導要領』の「国旗国歌条項」は、国際人権標準に違反するので削除されたい

自由権規約『一般的意見34（19条・意見及び表現の自由）』パラグラフ38は、以下のように"旗およびシンボルに対して敬意を払わないこと"を禁止したり処罰する「法令」は、人権の国際基準に違反するとしている。

> 「委員会は、不敬罪、侮辱罪、権威に対して敬意を払わないこと、旗およびシンボルに対して敬意を払わないこと、国家元首に対する名誉毀損、および公務員の名誉の保護等に関する法令に対して懸念を表明する。」＜『日弁連HP』自由権規約「一般的意見34（19条・意見及び表現の自由）」のパラグラフ38＞

一方、文科省が法的拘束力を有すると称する『学習指導要領』「国旗国歌条項」の『学習指導要領解説』には、次のような記載がある。

> 「入学式や卒業式などにおける国旗及び国歌の指導に当たっては，国旗及び国歌に対する正しい認識をもたせ，それらを尊重する態度を育てることが大切である。」

ここで"尊重する態度"とは、起立斉唱など国旗国歌に敬意を払う態度であるとするなら、『学習指導要領』という法規による生徒への「旗及びシンボルに対する敬意」の強制に当たり、国際基準の人権保障に違反することになる。そしてこの国旗国歌条項を根拠に、教職員に対して制裁を科すことも、国際基準の人権保障に違反することになる。

さらに、『学習指導要領』「国旗国歌条項」を根拠して発令・制定された、地方教育行政における東京都の「10・23通達」のような行政命令や、大阪府・市の「国旗国歌条例」及び「職員条例」という法令も、自由権規約19条違反となる。

以上から、国際条約を遵守すべき教育行政の責任官庁として、『学習指導要領』を国際人権基準に適合させるべく、速やかに「国旗国歌条項」を撤廃し、かつ地方の行政命令及び条例に対して、厳正な改善指導を行っていただきたい。

● 回答　板東孝訓　初等中等教育局教育課程課企画調査係長

学習指導要領の中で、学校における国旗国歌の指導をすることにしている趣旨は、児童・生徒の内心にまで立ち入って強制をしようとするような趣旨のものではなく、あくまで教育指導上の課題として指導を進めていくことを意味するものでございます。

従って、ご指摘の自由権規約に記載がある「旗及びシンボルに対して敬意を払わないことを禁止したり処罰する法令」というものには当たらず、人権の国際基準に違反するというものではないと認識しております。

● 回答　吉田欧太　初等中等教育局財務課専門職

引き続いて、職員に対する処分のところに関して、吉田の方からお答えさせていただきます。

一般に地方公務員は、全体の奉仕者としての公共の利益のために勤務するものですので、法令や上司の職務上の命令に従わなければならないとされております。当然、教職員の方々も地方公務員ですので、職務上の責務を負うものであり、上司である校長から学校教育法及び同施行規則の規定の委任に基づいて定められた学習指導要領に則って、入学式等の式典において、国旗及び国歌の指導を行うよう教職員に命ずる場合、これに従う職務上の責務を負うというふうに考えております。

この点に関しては、最高裁の判決の中でも、卒業式等の式典で慣例上の儀式的な所作として、国歌斉唱の際に起立斉唱行為を求めることを内容とする職務命令は、その目的及び内容、並びにそれによっても

たらされる制約の態様等を総合的に考慮すれば、制約を許容しうる程度の必要性と合理性が認められるものというふうに判示されているところでございます。

〇Q. 山田

3.君が代のところで、「尊重する態度」というところと「敬意」というところがありますが、私は尊重と敬意とはイコールな面があると考えるのですが、君が代を尊重せよ、愛国心をもて、このへんは、坂東さんはどうお考えなのか、

●A：板東

先ほど回答の冒頭で申し上げたとおり、この学校における国旗国歌の指導、学習指導要領上に規定されている趣旨は、児童・生徒の内心にまで立ち入って強制しようとものではなく、あくまで教育指導上の課題として指導を進めていくべきということを規定しているものですと、内心に立ち入って強制しようとするするものではないと考えております。

4, 国連自由権規約委員会からの“List of Issues”の扱いについて

【参考資料】

〇自由権規約委員会第6回日本審査『最終見解』パラ22（2014/7/24）

22　本委員会は、「公共の福祉」の概念は、曖昧で、制限がなく、規約の下で許容されている制約を超える制約を許容するかもしれないという懸念を改めて表明する。（2条、18条、19条）

委員会は、以前の最終所見(CCPR/C/JPN/CO/5、パラ10)を想起し、規約18条・19条のそれぞれ第3項に規定された厳しい条件を満たさない限り、締約国が、思想・良心・宗教の自由や表現の自由の権利に対していかなる制約を課すことをも差し控えるように強く要請する。（日弁連仮訳）

〇自由権規約委員会第7回日本審査『List of Issues』パラ26（2017/12/11）

26　2003年に東京都教育委員会によって発出された10．23通達を教員や生徒に対して実施するためにとられた措置が規約に適合するかどうかに関して、儀式において生徒を起立させるために物理的な力が用いられており、また教員に対しては経済的制裁が加えられているという申立てを含めて、説明願いたい。（日弁連仮訳）

2014年7月の自由権規約委員会第6回日本審査『最終見解』パラ22について、当時文科省の所管ではないと答えられたが、それが間違いであったことが今回、第7回日本審査『List of Issues』パラ26で明らかになった。間違いを訂正され、謝罪されたい。

自由権規約委員会第7回日本審査に向けて2017年11月に公表された『List of Issues』パラ26は、文科省の所管で間違いないか。

この『List of Issues』に対する政府回答は、いつ提出する予定か。

● 回答　吉田欧太　初等中等教育局財務課専門職

すみません、本日担当の者がいないのですけど、代読をさせていただきたいと思います。

ご指摘の最終見解パラグラフ22については、自由権規約委員会が作成したものであり、その内容に鑑み、関係する省庁を個別具体的に申し上げることは困難であり、とりまとめ省庁である外務省からもそのようにうかがっているところです。また、ご指摘の“List of Issues”の26についても同様であります。ただし一般的に申し上げれば、学校教育における諸課題については、文科省が担当するものであると考えております。

いずれにしろ自由権規約委員会から日本政府に対して出された総括所見というものは、法的拘束力を

有するものではありませんが、政府として内容を十分に検討の上、引き続き誠実に対応してまいりたいと考えております。

また、最後にご質問いただいている、“List of Issues”に対する政府回答はいつ提出する予定かというところでございますけれども、我が国は自由権規約をはじめとする各種人権条約の締約国として、政府による報告・回答の提出の重要性については、十分認識しているところです。他方、これらは非常に広範な内容を扱うことから、協議すべき関係省庁が多岐に渡る上、作業も膨大なものであるということで、各報告・回答の作成には多くの時間を要するものになっております。政府としては引き続き、これらの条約の政府による報告・回答に向けた作業を、真摯に努めてまいりたいと考えております。

○Q：花輪

まず国際人権関係の質問があるのに、担当者が出ないで、伝言ということで本当に伝わるのか。抗議したい。財務課の方がお答えになりましたけれど、財務課というのはどういうことが専門なのかとうことをちょっと聞かせてもらいたい。

●A：吉田

財務課の所掌事務ということですけど、文部科学省組織令というものがございまして、そこの34条に第1号から第12号まで列挙されているところでございます。

分かりやすいところで言うと、義務教育費国庫負担法による補助に関することですとか、学級編制及び教職員定数の基準の設定に関することなどがあるんですけど、その中に地方公務員である教育関係職員の任免とか身分取扱いに関する制度の企画立案制度の運営に関するところもございますので、この度担当である私がこちらの方に出向いたことでございます。

○Q. 山田

もう一つだけ、吉田さんの方に、4.さっき「儀式的行事」としてやっていると仰ったのですが、都教委は、すごいんですよ、君が代を声高らかに歌えというのを出してきているんですよ。完全に中身まで入り込んでいる。そのへんは儀式的にとどまらないのではないか、所作にとどまらないのではないか。

その2点を教えてください。

●A：吉田

後半のご質問ですけど、私が申し上げたのは、2011年6月6日の最高裁判決で、判示されていることでして、その他の提案についてどうかというのは、それは司法の判決ですので私の方からお答えするものではないと考えております。

＜再質問と再回答＞

○再Q

国際人権関係の質問に、財務課の吉田専門職が回答を代読されたことは、大変遺憾である。ちゃんと担当者が出席して正面から質問に答えていただきたかった。

第6回審査最終見解パラ22と、第7回審査List of Issuesパラ23＆26は、明らかに同一テーマについて繰り返し取り上げていることは明らかだが、そのことをお認めになるか。とするなら、2015年の交渉時に、「第6回審査最終見解のうち文科省の所管はどれか」の質問に、パラ22を外して答えられた当時の鈴木育乃大臣官房国際課調査係専門職の回答は間違っていたことになるが、それをお認めになるか。間違った回答をしたことを一言謝罪する意思はないか。

●再A

御指摘の「第6回審査最終見解パラ22」については、自由権規約委員会が作成したものであり、また、その内容に鑑み、関係する省庁を個別具体的に申し上げることは困難であり、取りまとめ省庁である外務省

からそのように伺っている。

5, ILO・ユネスコからの勧告について、結論部分パラグラフ１１０ (a)～(f)の６項目について

【参考資料】　２０１８年CEART勧告から

110. 合同委員会はILO理事会およびUNESCO執行委員会に、日本政府に対して以下の努力をするよう求めることを勧告する。

(a) 愛国的儀式に関し、そのような儀式における教師の義務についての同意を目的とし、かつ国旗掲揚国歌斉唱への参加を望まない教師を受容するような規則について教員組織との対話の機会を設けること。

(b) 消極的で破壊的でない不服従の行為への処罰を避ける目的で、懲戒のメカニズムに関して教員組織との対話の機会を設けること。

(c) 処分を検討する機関に教師の立場にある者を参加させることについて検討すること。

(d) 現職教師の研修に関して、その目的が教師の専門的能力の開発に限定され、懲戒や処罰の手段として使われることのないように、政策と慣行を見直し、変更すること。

(e) 愛国的儀式における義務に関して、障害を持つ生徒や教師、および障害を持つ生徒を支える人々のニーズを考慮に入れて再検討すること。

(f) 上記勧告についての取り組みについて合同委員会に逐次報告すること。

（東京・教育の自由裁判をすすめる会国際人権プロジェクトチーム仮訳）

● 回答　吉田欧太　初等中等教育局財務課専門職

まず全般的なところとして、今般ILO事務局の方から送付されているCEARTの第13回報告書に関しては、法的拘束力を有するものではなく、また必ずしも我が国の実情や法制というものを十分に斟酌しないままに記述されているところがあると考えてえおります。

① (f) 「勧告についての取り組みについて合同委員会に逐次報告すること」との勧告について、
現在いかなる「取り組み」を行っているか、そしていつ合同委員会に「報告」する予定か。

● 回答　吉田欧太　初等中等教育局財務課専門職

今後とも「教員の地位に関する勧告」の精神を尊重しながら、我が国の実情や法制に適合した方法で、取り組みを進めてまいりたいと考えておりますし、CEARTに対しては、必要に応じて機会を捉えて、情報提供をして参りたいと考えております。

② (a) 「国旗掲揚国歌斉唱への参加を望まない教師を受容するような規則について教員組織との対話の機会を設けること」との勧告について。

これに応えて、愛国的儀式に関する規則に関して「対話する機会」を、様々な教員団体、懲罰を受けた当事者たち、当該の教育委員会に呼びかけて、学識者・専門家も交えて、設けて欲しい。

③ (b) 「懲戒のメカニズムに関して教員組織との対話の機会を設けること」との勧告について。

上記設問2, で取り上げたように、「東京『君が代』4次訴訟」で、消極的で破壊的でない不服従の行為への加重処分が裁量権の逸脱濫用で違法であるとの判例が確立してきた。これら判例の蓄積

を踏まえて、消極的で破壊的でない不服従の行為への処分を避ける目的で、懲戒のメカニズムを検討する機会を、文科省が音頭を取って、関係者に呼びかけて設けていただきたい。

● 回答　吉田欧太　初等中等教育局財務課専門職

②③のところは、まとめてお答えさせていただきます。

職務命令或いは懲戒処分等に関する事項については、地方公務員法の規定の中で、職員団体との交渉の対象にすることは出来ないとされているところです。

文科省としては、これまでも「教員の地位に関する勧告」の精神を尊重しながら、我が国の実情や法制に適合した方法で、教育行政を進めてきているところですので、今後も引き続き取り組みを進めてまいりたいと考えています。

〇Q：花輪

2. 画一的な卒業式と創意工夫の問題と関連して、CEARTの質問の②に上げましたけど、あちらの勧告で「国旗掲揚国歌斉唱への参加を望まない教員を受容するような規則」を作るための対話の機会、と言っていて、対話の機会については極めて抽象的に、「必要に応じて」とさっきおっしゃいましたけれども、その規則「起立斉唱できない」規則のひとつのたたき台として、内心の自由ということを開式に当たって告知する、これを文科省の方からひとつのやり方として規則として提案するお気持ちはありませんか。というのが一つ目の質問です。

●A：吉田

懲戒処分のところで、内心の自由に関する規則を設けることを、文科省が提案するということですけど、最初に申し上げましたとおり、懲戒処分に関しては、任命権者である各教育委員会がその権限と責任において、行うべきものであると考えておりますので、そのようなことを文科省としてやるということは考えてはおりません。

＜再質問と再回答＞

〇再Q（1）

吉田専門職から、②③併せて、次のような回答があった。

CEART報告書110(a)(b)は、「教員組織との対話の機会」を勧告しているが、それはわが国では「地方公務員法の規定で職員団体との交渉の対象とすることは出来ないとされている」。

しかしながら、以下の疑問があるので、お答えいただきたい。

地方公務員法では、職員団体から「職員の給与、勤務時間その他の勤務条件」に関することは適法な交渉とされている（地公法55条）。卒業式という学校行事における勤務条件についての話し合いは適法な交渉と思われるがいかがか。

●再A（1）

職員団体との交渉事項は、「給与、勤務時間その他の勤務条件」とされており、給与や勤務時間、休憩、休日や休暇等が含まれるとされている。お尋ねの趣旨が明らかではないが、職務命令に関する事項は管理運営事項であり、交渉の対象とすることはできないとされている。

〇再Q（2）

仮に、(a)(b)の「対話の機会」が登録職員団体との交渉事項に該当しないとしても、職員団体ではないこの問題の当事者や国際人権に関心を持つ教員や学識経験者が、文科省ないし当該教育委員会との「対話の機会」を持つことを妨げる法制はないものと思われるので、文科省が音頭を取って機会を設定していただきたいと思うが、いかがか。

●再A(2)

お尋ねの「対話の機会」については、各教育委員会の判断により任意で対応することはあり得ると思われるが、文部科学省として積極的に機会を設定するものではないと考える。

④ (d)では、現職教員の研修が「懲戒や処罰の手段として使われることのないように」と勧告されている。

勧告書パラ90で引用されている「2007年7月19日東京地裁判決」は、「思想、良心、信仰を直接的に禁止したり変更させる場合には、憲法違反」としつつも、当時の都側の主張を全面的に採用して「直接的な禁止や変更は事実は認められない」と結論づけたもので、事実誤認との批判も多かった。しかしその後、2012年最高裁判決後に都教委が再発防止研修を質量共に大幅に強化したことで、既に事実認定の前提が根本から覆っているものである。

即ち、量的に言えば、従来はセンター研修が1回1日であったものが、所属校研修も含めて10回以上3ヶ月に及ぶまでに拡大し、内容的には従来は「地方公務員法(服務規律)」に関する講義1本と「受講報告書」の作成提出のみであったものが、講義内容に「国旗掲揚及び国歌斉唱の記事と教育者の責務」という内心に関わる事項ものが加わり、「振り返りシート」と称する研修結果をチェックするものの提出も迫られている。

このように、既に2007年の判決の前提は失われ、受講者からは「内心の表白と変更」を迫られる苦痛の声が上がっているのが現状である。

また、大阪府においては、研修終了後に『意向確認書』なるものの提出が求められているが、その内容は

「今後、入学式や卒業式等における国歌斉唱時の起立斉唱を含む上司の職務命令には従います。

平成　　年　　月　　日　所属　職･氏名　印」

という、不服従の動機である内面の思想･良心･宗教を放棄しなければ署名捺印できないものであり、これを提出しなかったことを理由に再任用を不合格になった事例(係争中)も生じている。

このように、研修が「懲戒や処罰の手段として使われ」ていることが明らかであるから、ILO･ユネスコ勧告に従って、「教師の専門的能力の開発」の目的から外れる内心に踏み込む研修は行わないよう、また研修結果によって身分･待遇に不利益を与えたことは直ちに撤回するように、当該教育委員会に対して指導･助言をなされたい。

【参考資料】 再発防止研修命令等取消訴訟東京地裁判決(2007年7月19日)から

本件各研修が、学校行事等における国歌斉唱時の起立、斉唱をすることを内容とする職務命令に従うことを目的とするだけでなく、本件各研修において、思想、良心、信仰を直接的に禁止したり変更させることなどを意図して発令されたものである場合には、そのような研修は受講者に対する思想及び良心の自由や信教の自由の侵害をもたらす事態を目的とするものであって、研修の発令は違法であり、また、研修自体が憲法違反となる余地があると解される。しかし、前記のとおり、･････原告らに対して思想、良心、信仰を直接的に禁止、変更させるような内容の研修が行われた事実も認められない。(p33～)

● 回答　吉田欧太　初等中等教育局財務課専門職

④の研修の内容ですけど、研修というのは、必要な知識･技能･徳性などの習得を内容とするものであ

り、各自治体において必要等に応じて適切に実施されるものであると考えております。

今回のケースに関しては、東京とまた大阪の方から適切に実施しているというふうに聞いているところでございます。

○Q：花輪

CEARTの④で、再発防止研修についてのお答えがありました。言ってみれば大きな3番の国際人権基準に違反しないと、教育上な課題だとか儀式的儀礼的所作というふうに仰った、教員は公務員なんだから上司の命令に従う義務がある。

しかし今回のCEARTの勧告の特徴は、不起立というのを思想良心の自由の問題として捉えているんですね。それに対して、都教委ないしその主張を容認している司法においても、服務の問題として扱っている、そこに食い違いがあります。国際基準でいうと不起立は思想良心の自由の問題だと今回勧告を受けていると受け止めるべきではないでしょうか。そうすると、再発防止研修で、態度を改めろと、次回から座るな、というのは正しく「懲戒や処罰の対象」として使われている、そういうことになって研修が国際法の違反になるのでないか、このへんについてはどういうご見解でしょうか。（内心の変更を求める研修）

●A：吉田

CEARTの方では思想良心の自由の問題というふうに捉えられている一方、東京都或いは大阪府の方は服務の問題として捉えていると、そこに齟齬や乖離があるということに関してですけど、まずCEARTに関しては、法的拘束力を有するものではなく、我が国としては国内の実情とか法制を踏まえた形で取り組んで参りたいと考えておりますので、今回の件についても、同様かなと考えております。

○Q：青木

先ほどCEART勧告に関して、東京・大阪から、適切に実施していると回答を得たといいましたがこれはいいですか。どういうふうに問い合わせをしたのかということ、東京について、東京は10.23通達と名前を挙げて言っているわけだから、どのような問い合わせをしたのか、いつ。

○Q：井前

大阪についても、

○Q：青木

都教委に聞いたら、何もやってないんですよ。あれ（国連への回答）は文科省がやることだから、都教委は関係ないと言っているんですよ。だから質問しても、あなた方に答えることはない、と言っているんですよ。いつどのように問い合わせて、どのような回答を得たか、具体的に示して欲しい。

●A：吉田

何もやっていないとは、何のこと。

○Q：青木

これについては、あんたたちに回答する必要はないと言っていた。文科省がやると言っていた。東京・大阪から、適切に実施していると回答を得たと言うなら、いつ、どのように、問い合わせをして、どのように回答を得たか、具体的に示してもらいたい。

○Q：井前

今の東京都同じで、④の回答について、大阪についても、どういうやりとりがあったのか。

●A：吉田

具体的にいつというのは、私は即座にお答えできないのですけど、CEARTの勧告が出るに当たっては、CEARTの方から文科省の方へいくつか質問状というものが来ておりまして、それに関して回答を作成する段階において、東京或いは大阪府の方に、確認は取らせていただいたということです。

○Q：青木

どういう確認?

A：吉田

それは、多分どういう回答になるかについて、即座に答えることは出来ないですが、東京都としてはこういうことをやっていることについてどうなのかとい

う内容について･･･

○Q：青木

追加質問。文書で書いてくださいよ。いつどういうふうなやりとりをやって、どのように問い合わせをして、どのような回答を得たのか、

○Q：永井

どの部署か

●A：吉田

どの部署かに関しては、即座にはお答えできないのですが

○Q：井前

今、回答について確認をしたと言われた、それについて教えてくれと言っているだけですから。

○Q：奥野

教育委員会にどう問い合わせたのか。それを元に回答されたのだからあるのでしょ。それを後で文書で示してくださいと言っているだけですから。

●A：吉田

ただメールとかの記録がすべて保存期間の関係もありますから、

○Q：奥野

どうやってそれで責任ある回答ができるの

●A：坂東

CEARTに対して提出している文書を把握しておりますので、CEARTに対してどういう文書を提出したかというのは、われわれもそれを把握しておりまして、その中に東京都に確認したところ云々という･･･

○Q：永井

私どもが不審に思っているのは、東京や大阪、広島や福岡も来ていますが、責任は文科省だ、文科省に言ったら各自治体の任命権者だ、それじゃどうにもならんでしょう。だからしっかり、そういう調査がどう行われたのか、どういう回答があったのか、はっきり出してもらいたい。

＜再質問と再回答＞

●再Q

●A：吉田

東京や大阪とかが文科省といっている趣旨がよくわかりませんので、

○Q：永井

都や大阪から聞いたら、文科省からの指示だと言っているわけで、

●A：吉田

文科省は何か指示しているものではありませんで

○Q：永井

問い合わせなら、どういう形で、またどういう回答があったのですか

●A：吉田

それは先ほど申し上げたとおり、CEARTからの質問書に対して、その回答に関して各教育委員会に

○Q：青木

だからどういう確認を得たのか、

●A：吉田

東京都教育委員会の方からは、服務事故再発防止研修は、懲戒処分として行っているものではなくて、服務規律の確保を徹底するために行っていると、確認をさせていただいた。

○Q：高木

それを含めて、文書で明らかにしてくれと言っているだけなんだから。

○Q：永井

どこの部署とやったのかをはっきり

●A：吉田

東京都で言えば、再発防止研修を実施している部署だと思いますし、大阪については「意向確認書」を実施している部署であると･･･

○Q：長谷川

だから、と思うでなくて、きちんとやりとりの文書なり何なり、を出してくださいということを言っている。

④ (d)では、現職教員の研修が「懲戒や処罰の手段として使われることのないように」と勧告されている。

質疑応答の中で、こちらから、現在実際に行われている研修の中味は、CEART勧告の「懲戒や処罰の手段」に該当している、と具体例を挙げて指摘したのに対して、吉田専門職は「今回のケースに関しては、東京と大阪から適切に実施していると聞いているところです」と答えられた。それに対して、会場からは「一体いつ誰から何を聞いたのか」という疑問の声が一斉に上がった。

この件について、伝聞ではなく直接の担当者が、記録等に基づいて、事実を正確にお答えをいただきたい。

①（東京と大阪と各々）再発防止研修の実態について、当該教委に聞いたのはいつ頃のことか。

②（　　〃　　）どの部署の誰から回答を得たのか。

③（　　〃　　）その時の回答の概要を示されたい。

④（　　〃　　）その回答のどこから今回のケースに関して「適切」と判断されたのか。

●再A

東京都については、平成28年に「AIMU'89によるILO・ユネスコ「勧告」に関わる申立についての文部科学省の再見解」を作成するに当たって、東京都の担当者から、東京都教育委員会による職務命令違反で懲戒処分を受けた教員に対する再発防止研修は、懲戒処分を受けた教員に対して、懲戒処分の原因となった服務事故の再発防止に向けて行われているものであることを確認している。担当部局及び担当者については、東京都教育委員会にお尋ねいただきたい。また、大阪府については、平成30年に、「CEARTに対するなかまユニオンの追加申し立てに対する文部科学省の見解」を作成するに当たって、大阪府の担当者から、意向確認書は思想、良心及び信仰について確認したものではなく、上司の職務命令に従うか否かの意思の確認を行ったものであることを確認している。担当部局及び担当者については、大阪府教育委員会にお尋ねいただきたい。以上のとおり、それぞれの教育委員会から適切に実施されているものと聞いている。

⑤ (e)では、障害を持つ生徒とその関係者に「愛国的儀式における義務に関して、再検討すること」と勧告されている。

東京都で行われている、卒業式等の儀式的行事における、障害を持った児童生徒に対する画一的な扱い（フロア形式を禁じ、健常児童と同じく壇上で卒業証書を授与する厳粛な形式）が、『障がい者権利条約』に定義（第2条）し締約国に義務付け（第5条）、『障害者基本法』で禁止（第4条）する「合理的な配慮」を欠いた行為に当たる疑いが強いので、調査の上適切な指導・助言をなされたい。

「合理的配慮」を欠いたほぼ100％画一的な卒業式であることは、上記設問「2, 画一的な卒業式は『学習指導要領』の趣旨に反するのではないか」の【参考資料】の一覧表を参照されたい。

【参考資料】　「合理的な配慮」

●『障害者の権利に関する条約』（日本政府公定訳）

〇第二条　定義　〔抜粋〕

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使する

ことを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

○第五条　平等及び無差別　〔抜粋〕

3　締約国は、平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するための全ての適当な措置をとる。

●『障害者基本法』

○第四条　（差別の禁止）　〔抜粋〕

2　社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

○第十六条　（教育）　〔抜粋〕

国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

●『障がい者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』

○第五条　（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

○第七条　（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）　〔抜粋〕

2　行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

● 回答　高市和則　初等中等教育局特別支援教育課専門官

⑤についてですけど、卒業式等の儀式的行事を含む教育課程につきましては、それぞれの学校におきまして、学習指導要領に基づき、児童･生徒の障害の状態や特性及び心身の発達段階等、また学校や地域の実態を考慮して適切に編成することとされているところです。

そういうところからして、東京都におかれましても、各学校におきまして、学習指導要領に基づき、児童･生徒の障害の状態や特性等を踏まえた卒業式などの実施方法が検討され、適切に実施されているものと考えております。

○Q：奥野

⑤の障がいを持つ生徒との関係のところの回答で、適切に実施されていると考えている、と答えられたのですが、でも質問には具体なことが書いてあるんですね。「画一的な扱い、フロア形式を禁じ、健常児童と同じく壇上で卒業証書を授与する厳粛な形式」そういうものが行われている、これに対してどうなのかということを聞いているのですよ。合理的配慮を考えているのか、と。

適切に実施されていると考えていると答えられたのですが、どういう点が適切に実施されているのか、教えてほしい。

●A：高市

お答えします。卒業式の個別具体的なやり方については、国がとやかく指示をするものではございません。ですので、先程申し上げたとおり、学習指導要領に基づき生徒･児童の障害の状態や特性を踏まえて、どのようなやり方が適切なのかというのを、各学校で判断をされてやられているものです。ですので、例えばおっしゃる通り、そういう事例が仮にあったとすれば、そういう方法が学校として適切だと判断されたというふうに考えています。

○Q：奥野

適切に実施されていると考えている、と答えられているけど、考えていないじゃないですか。全部任せているという回答。今のやったら。

●A：高市

そうです。先ほどから申し上げている通り、学校においてどのようにやるのが適切か判断していただくと申し上げている。

○Q：奥野

文科省の仕事は、各学校で適切にやってくださいと言うだけですか。

○Q：永井

一応30分になりましたので終わりたいと思いますが、改めて、文書回答をお願いしたい。

＜再質問と再回答＞

○再Q（1）

こちらからは、東京や大阪で行われている画一的な卒業式は、『障がい者権利条約』2条・5条、『障がい者基本法』4条・16条に規定する「合理的配慮」に欠けており、条約違反・法律違反だから、指導・助言してほして、と要請した。

それに対する高市専門官の回答は概略「各学校におきまして、学校指導要領に基づき、児童生徒の障害の状態や特性を踏まえた卒業式等の実施方法が検討され、適切に実施されているものと考えている。」という抽象的な内容であり、条約違反・法律違反かどうかの判断を避けたものであった。

質問の中では「フロア形式の禁止、壇上で卒業証書を授与する厳粛な形式」など具体的状況を上げて「合理的配慮」を欠いているのではないかと聞いており、その場で「具体的答えてほしい」という意見もあったにも関わらず、回答は「各学校においてどういうものが適切なのか考えてやっていること。具体的に国が言うものではない。教育課程作成にあたって創意工夫されているものと思う。（文科省としては、創意工夫の内容について）特段調査していない。」ということで、最後まで具体的なお答えはなかった。

しかし、文科省のHPでも例を挙げて「合理的配慮」について説明しているのだから、主権者から「こういう場合はどうか」と質問があれば答えるべき。また答える場合に必要ならば学校現場を調査すべき。また、もし現在の現場での実施方法が間違っているなら、間違った教育を受ける児童生徒が増えないように、早急に取り組むべきである（調査・検討・回答・是正の通知等）。

条約遵守義務のある締約国の、教育行政の監督官庁である文科省として、国民から「合理的配慮」について条約違反の実態あるとの具体的事例を挙げての指摘があったことに対して、本当に違反していないのか、調査・検討などの取り組みをまず行うべきではないか、そして仮に条約違反の実態があるなら「指導・助言」する責務があると考えるがいかがか。

また、卒業式のおける「合理的配慮」について文科省のお考えがあれば具体的に示していただきたい。

※添付資料：障害者差別解消法【合理的配慮の提供等事例集】

制作者：内閣府障害者施策担当　（平成29年11月付け）　抜粋写し

内閣府ホームページ「合理的配慮の提供等事例集　（PDF形式：1,308KB）」より抜粋。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【生活場面例：教育】

1-(5)-3　学習活動の内容や流れを理解することが難しく、何をやるのか、いつ終わるのかが明確に示されていないと、不安定になってしまい、学習活動への参加が難しくなる。

本人の理解度に合わせて、実物や写真、シンボルや絵などで活動予定を示した。

1-(5)-4　言葉だけでの指示だと、内容を十分に理解できないで混乱してしまうことがある。

身振り手振りやｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝﾎﾞｰﾄﾞなども用いて内容を伝えるようにした。

1-(5)-7　多くの人が集まる場が苦手で、集会活動や儀式的行事に参加することが難しい。

集団から少し離れた場所で本人に負担がないような場所に席を用意したり、聴覚に過敏があるのであれば、イヤーマフなどを用いることとした。

1-(5)-8　聴覚に過敏さがあり、運動会のピストル音が聞こえると、パニックを起こしてしまうかもしれない。

ピストルは使用せず、代わりに笛・ブザー音・手旗などによってスタートの合図をすることとした。

1-(5)-9　卒業式での証書授与の際に、どこで立ち止まり、どこを歩くのかを理解するのが難しい。

会場の床に足形やテープなどで動線と目的の場所を示すことで、どこを歩くのかを理解しやすいようにした。

【生活場面例：公共交通】

1-(5)-11　パニック障害があるため、必ず介助者の隣に座りたい。

ほぼ満席になっており隣り合った空席がなかったが、他の乗客のご了解を得て座席を変更し、隣り合って座れるよう調整した。

●再A（1）

卒業式等における合理的配慮等については、児童生徒の状態や特性を踏まえ、各学校において、実施方法が検討され、適切に実施されているものと考えている。

○再Q（2）

【高市専門官に対して】「教育課程の編成権は学校にある」とのことだが、にもかかわらず教育課程の編成と実施に関して教育行政が学校現場に職務命令を発するのは教育課程の編成権の侵害にあたるとは考えないのか。

●再A（2）

教育課程の編成権については、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年文部科学省告示第73号）の第1章第2節1において、「各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童又は生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。」と規定されている。（特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年文部科学省告示第14号）においても同旨）なお、学校教育法（昭和22年法律第26号）第5条において、学校の設置者はその設置する学校を管理すると規定されている。

6，教育活動は、価値中立的であるべきことについて

前回（2017/7/24）の標記設問に関して、下記の回答をいただいた。

【回答】高瀬智美　（初等中等教育局教育課程課専門官）

各学校には、法令等に反しない限り、創意工夫を行う裁量が一定程度認められているものと考えておりますけれども、法令等に照らし、不適切である場合には厳正に対処されるべきものであると考えております。

その後2018年に『教科書検定基準』が改定され、「閣議決定その他の方法により示された政府の統一的な見解や最高裁判所の判例がある場合には、それらに基づいた記述がされていることを定める」の文言が入ったので、再度質問する。

公務員の政治的中立性については、以下の規定がある。

＜人事院規則一四―七（政治的行為）　5（政治的目的の定義）＞

法及び規則中政治的目的とは、次に掲げるものをいう。（略）

三　特定の政党その他の政治的団体を支持し又はこれに反対すること。

四　特定の内閣を支持し又はこれに反対すること。（略）

＜職員の服務の宣誓に関する政令＞　別記様式　宣誓書

「私は、国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき責務を深く自覚し、日本国憲法を遵守し、並びに法令及び上司の職務上の命令に従い、不偏不党かつ公正に職務の遂行に当たることをかたく誓います。」

学校における政治教育については、教基法14条（政治教育）の規定があることも踏まえつつ、教員は、教科書の記述に縛られることなく、「特定の内閣を支持し又はこれに反対すること」のないように、日本国憲法を遵守して不偏不党かつ公正な立場で教育を司る、ことで間違いないか。

● 回答　板東孝訓　初等中等教育局教育課程課企画調査係長

学校における政治教育は、日本国憲法を遵守して不偏不党かつ公正な立場で教育を司ることで間違いないか、というご質問でございますが、学校において政治的教養を育む教育を行う際には、教育基本法第14条2項において学校における政治的中立性が求められているとともに、教員の政治的行為等については、教育公務員特例法とか公職選挙法とかに特別な定めがなされております。これらの法令に基づいて、学校における政治的中立性を確保するということは重要と考えているところです。

〇Q：花輪

もう一つだけ、6番のことですけど、政治的中立ということについて言うならば、公務員は、質問に引用しましたけど、人事院規則で「特定の内閣を支持し、またはこれに反対すること」をやってはいけないわけです。そうすると今教科書には、閣議決定というものを必ず書けと言われています。それをそのまま教えなければいけないのか。教科書をどう使うかということについては、文科省が平成21年(2009年)3月30日「教科書の改善について」という通知を出しています。一般的な言い方をすると、「教科書を学ぶ」から「教科書で学ぶ」、「教科書を教える」から「教科書で教える」、その通知の文言をちょっと引用すれば、「児童・生徒は、教科書に記述されている内容をすべて学習しなければならないとする従来の教科書観」これを改めるのだということで、「児童・生徒は家庭でも、主体的に自学自習できるという観点から、考え方を転換していくことが必要である」というふうに言っている。ならば、教員が教科書を使う際において、閣議決定が書いてあってもそれに縛られることなく、教科書で教えてもいいと、考えますけど、それでよろしいでしょうか。

3つにしておきます。

●A：板東

6．の教科書の部分でございますが、まずこの「閣議決定その他の方法により示された政府の統一的な見解等がある場合は、それらに基づいた記述がされていること」という項目を設けている趣旨ですけど、平成26年検定基準の改正の時に新たに設けられたものでございますけど、政府の統一的な見解、まずそもそも通説的な見解がないことがらを記述する場合や、特定の見解を強調して記述している場合などに、よりバランスがとれた記述にすることですとか、政府の統一的な見解等がある場合

は、それらの記述も取り上げられていること、といった内容を新たに盛り込むべきということが、当時の文部科学大臣が発表した教科書改革実行プランとか教科用図書検定調査審議会からの審議のまとめ等に記載されているところで、それを踏まえて、検定基準の改正を行なっているものです。

いずれにせよ、教科書を使用してどのように指導するかということについて、各教員が判断することであり、教育基本法等に基づいて、政治的中立性を確保するということは必要ですので、この文言によって、教科書の内容について政治的中立性が担保されないおそれがあるということは考えておりません。